

【坂井市】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	6,968 人	6,743 人	6,664 人	6,478 人	6,333 人
② 予備機を含む整備上限台数	0 台	7,754 台	0 台	0 台	0 台
③ 整備台数 (予備機除く)	0 台	6,743 台	0 台	0 台	0 台
④ ③のうち 基金事業によるもの	0 台	6,743 台	0 台	0 台	0 台
⑤ 累積更新率	0.0%	100.0%	101.2%	104.1%	106.5%
⑥ 予備機整備台数	0 台	757 台	0 台	0 台	0 台
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0 台	757 台	0 台	0 台	0 台
⑧ 予備機整備率	0.0%	11.2%	0.0%	0.0%	0.0%

(端末整備・更新計画の考え方)

- ・令和3年3月に整備を実施した Windows 端末の OS が令和7年10月でサポート終了となるため、それまでに端末の更新を行う。
- ・令和7年度以降に生徒数が大幅に増えた場合は追加整備を行う予定。
- ・令和7年度以降の児童生徒数は見込みであるため、調達時に最新の数値に更新予定。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：7,964 台

- ① 指導者用コンピュータ 276 台
- ② 学習者用コンピュータ 7,688 台

○処分方法

指導者用コンピュータ

プロファイル削除等の基本的なデータ消去を実施した上で、補助端末としてのリユースを想定している。
ただし、Windows10 は令和7年10月にてサポート終了となるため、Windows11 にアップグレードし、継続して利用する。

学習者用コンピュータ

下記いずれかの方法で再使用もしくは再資源化することを検討している。

- ・ソフトウェアによるデータ消去後に再使用
- ・基盤及び筐体破壊による物理破壊後に再資源化

ソフトウェアによる消去の安全性及び処分費用を考慮し、慎重に決定する予定である。

なお、データ消去・物理破壊いずれの場合も小型家電リサイクル法の認定事業者へ業務を委託し、

処分証明書の提出は必須とすることで確実性を担保する。

○端末のデータ消去方法

指導者用コンピュータ・・・自治体職員もしくは教職員にてプロファイル削除等の作業を行う。

学習者用コンピュータ・・・処分事業者へ委託する。

○スケジュール

令和7年8月 指導者用コンピュータ 276 台を Windows11 にアップグレード

令和7年9月 新規購入端末の使用開始

令和7年10月以降 処分業者・処分方法等の検討